

課徴金制度の見直し等に係る意見募集に対して寄せられた意見について（概要）

1 募集期間及び寄せられた意見の件数

- (1) 募集期間：平成29年4月25日（火）～6月30日（金）
 (2) 件数：68件（学識経験者，経済団体，消費者団体，弁護士，弁護士団体等）

2 寄せられた意見の概要

独占禁止法研究会報告書（平成29年4月25日公表。以下「本報告書」という。）に示された事項全般に対して意見が寄せられた。その中でも，新制度下での手続保障に最も多くの意見が寄せられたほか，課徴金制度の見直しの方向性，課徴金の算定基礎とする売上額の範囲，調査協カインセンティブを高める制度に比較的多くの意見が寄せられた。

(1) 課徴金制度の見直しの方向性

課徴金制度について，①一律かつ画一的な現行制度の問題点を解消し，独占禁止法違反行為に対する抑止力を確保する観点から，公正取引委員会に裁量を持たせる制度を導入すべき，②本報告書が公正取引委員会に認めようとしている裁量は合理性と許容性を持つものであり賛成であるとの意見があった。一方，課徴金制度の効率的・効果的な運用に問題視すべき状況はないこと等から，公正取引委員会に裁量を持たせるような制度は導入すべきではないとの意見があった。このほか，公正取引委員会に裁量を認めるのであれば，その必要性を明確にした上で目的と手段の合理性に対する立法事実を示すべき，予見可能性を確保するため課徴金額を決定する基準を指針等として公表すべき等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 従来の課徴金制度の長所たる予測可能性の確保や客観的算定可能性の明示といった要素をできる限り尊重しつつ，一定の範囲で裁量を導入しようとする本報告書の結論は適切。【学識経験者】
- ・ 現行法における，一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題点は，以前から多くの学説が指摘してきたことであり，より柔軟な算定方式に変え，より合理的な制度設計が求められている。課徴金の算定において，不当利得剥奪という趣旨を直接的に反映させることはなく，違反行為の抑止という観点から，課徴金額の水準，各種の算定方法等を考慮すべき。裁判所が公正取引委員会の判断過程をトレースできるようにすることが重要。【学識経験者】
- ・ 不利益処分について裁量を認めるのは慎重であるべきであるが，本報告書が公正取引委員会に認めようとしている裁量については，①独占禁止法の違反行為を是正し，同法を適切に執行するためには，課徴金賦課に関して公正取引委員会に一定の裁量を認める必要性があり，かつ，②公正取引委員会の裁量にも法令，ガイドライン等によって明確な基準が示されることが予定されており，③課徴金の上限・下限も合理的に画することとされているから，④比例原則，平等原則，透明性，予見可能性等の観点から見ても十分な合理性と許容性を持つものである。【弁護士】
- ・ 新制度の導入に当たっては，課徴金額を決定する基準（基本的な算定率の範囲，算定率を増減させる要素とその増減率の範囲，減免要素とその減免率の範囲等）を明確にし，定性的ではない分かりやすい指針等を公表すべき。【経済団体】
- ・ 裁量型課徴金制度の導入が必要なのかという本質的な理由が依然として明確でないため，経済的

な分析を推進している公正取引委員会は、裁量型課徴金制度の導入の根拠となる「経済分析・数理的分析」を踏まえて目的と手段の合理性に対する立法事実を示すべき。【経済団体】

- ・ 課徴金賦課に関し公正取引委員会に裁量を認めることについては反対。課徴金賦課に関して裁量を認めるのであれば、公正取引委員会ではなく、裁判所が判断する制度とすべきであり、また、手続的にも、厳格な証拠法則や被告人の防御権が定められた刑事訴訟手続において行うべき。【弁護士】
- ・ 課徴金制度の機動的・効率的運用をことさら問題視しなければいけないという状況はなく、ましてや課徴金という事業者にとって不利益となるような改正を行ってまで、機動性、効率性を高めなければいけないという実態が存在しない。【弁護士団体】

(2) 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲

課徴金の算定基礎とする売上額の範囲について、①国際市場分割カルテル等の売上額が国内にないものについても課徴金を課することができるようにすべきとの意見、②売上額がない場合の基礎利得額について包括的な規定を置くことに賛意を示す意見等があった。一方、売上額がない場合に課徴金を課するのであれば、その対象となる算定基礎を法定すべき等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 課徴金の算定基礎の見直し、なかでも基礎売上額がない場合にも課徴金を賦課することができるようにする制度とすることについて、賛成。【学識経験者】
- ・ 公正取引委員会による国内の違反企業への執行と海外の違反企業への執行間において不均衡が生じていた国際市場分割カルテルについて、当該カルテルに参加した海外の違反事業者は日本以外の市場において違反行為による経済的利得を現に得ており、適切な金額を基礎利得額として法定し、課徴金の対象とすべき。【経済団体】
- ・ 現行制度上、日本に売上額のない海外企業には課徴金を課せないなどの不公平な制度を改善し、違反行為を行った企業がその違反行為によって不当な利益を得ることがない制度とすべき。【消費者団体】
- ・ 時期や市場等の偶然の事情によって決まる基礎売上額の有無により、課徴金制度の適用がないという事態を防止する観点から、基礎利得額を一般的に定めた規定や政令等で追加できるようにすることに賛成。【弁護士】
- ・ 裁量性を認めることにより、これまでのような客観的な算定方式に従って一律かつ画一的に課徴金が算出されることはなくなるため、事業者において課徴金の賦課金額に関する予測可能性が損なわれるおそれがある。課徴金は行政上の措置であり、明確な算定基準であることが望ましい。【経済団体】

(3) 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間

課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間について、①現行の3年間の上限は長期間にわたる違反行為によって「やり得」を許すことになり、違反行為に対する抑止力を低下させていることから、上限を撤廃すべき、②会社法等の帳簿書類の保存年限に鑑み10年にすべき、③課徴金制度の機動的・効率的な運用の観点から3年又は5年が合理的である等の意見があった。また、①算定期間を延長するのであれば課徴金自体の上限額を定めるべき、②優越的地位の濫用に関する課徴金については現行の3年間の上限を維

持すべき等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 課徴金の算定期間は3年に限定されているが、長期間にわたる違反行為では不当利得すら徴収できずに「やり得」を許すことになり、しかも違反行為を長期間にわたって継続すればするほど「やり得」が増加するという不合理な結果となるため、現行法の3年の上限は撤廃すべき。【弁護士】
- ・ 算定期間の限定は十分な根拠なく抑止力を低下させるだけでなく、長期に及ぶカルテルはとりわけ悪質かつ再発危険性の高いものといえることから、それらに対する抑止力を低下させているのは不公正かつ不当であり、最低限、本報告書に記載した程度（10年）の期間延長が望まれる。【学識経験者】
- ・ 違反行為の期間が現行の売上額の算定期間である3年間を超える事案が存在することを踏まえ、算定期間の延長を検討することは理解できるが、過去に遡って売上額を把握する事業者の負担への配慮、さらには公正取引委員会による円滑な法執行の確保という観点から、最大でも、商法や会社法等における帳簿書類の保存期間である10年までとすべき。【経済団体】
- ・ 課徴金の算定期間を例えば10年間に延長した場合、実際に課せられる課徴金は多額になることが予想される。これを単一の商品や役務への依存度が高い中小企業に適用した場合、直ちに倒産という事態を迎えかねないため、課徴金額自体の上限を法定すべき。【経済団体】
- ・ 課徴金制度の機動的・効率的な運用を目指すのであれば、課徴金を3年に限定する方が合理的であり、せいぜい5年を限度とすべき。【弁護士団体】
- ・ 優越的地位の濫用行為は、下請法の対象期間が2年間であることから算定期間の延長はアンバランスである。また、カルテルと異なり、公正取引委員会及び中小企業庁により毎年違反発見のため大々的な調査が行われていることから、違反行為が10年放置されることは考えにくい。したがって、特に優越的地位の濫用について算定期間の上限は現行の3年に留めるべき。【経済団体】
- ・ 「調査開始日からさかのぼって10年」までの売上額を算定基礎とすることは、過去3年だった期間を過去10年とすることになり、文書管理期間の短縮、紛争の長期化を防ぐ、権利関係の早期安定化という今通常国会で成立した民法改正における基本的な考え方と方向が整合していないため、反対。【経済団体】

(4) 課徴金の基本算定率

基本算定率について、①現行の水準では、平均的な不当利得も徴収できていないこと、②課徴金が課された後も繰り返し違反行為を行う企業があるとの報告があること、③我が国の課徴金は欧米に比較して甘いこと等から、引き上げる方向で見直すべきとの意見があった。一方、①制裁金の多寡だけで執行力の強弱を論ずることは合理性を欠く、②算定期間を見直せば抑止効果が上昇する場合が想定されることもあるため現行の10%を維持すべき等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 現行では、平均的な不当利得も徴収できていないことや、課徴金が課された後も繰り返し違反行為を行う企業があるとの報告に鑑み、基本算定率は引上げの方向で見直すべき。【消費者団体】
- ・ 我が国の課徴金は欧米に比較して甘いことから、基本算定率自体を引き上げるべき。【弁護士】
- ・ 欧州では日本とは比べものにならないほどの制裁金を課しているが、欧州企業によるカルテルの摘発は続いており、制裁金の多寡だけで執行力の強弱を論ずることは合理性を欠く。【弁護士団体】
- ・ 売上額の算定期間を見直せば、課徴金の水準、抑止効果が上昇する場合が想定されることもあ

り、基本算定率については現行の10%を維持すべき。仮に将来、基本算定率の見直しを検討することとなった場合には、刑事罰や民事損害賠償金等のあり方も含む抜本的な検討が不可欠。【経済団体】

(5) 業種別算定率

業種別算定率について、業種ごとに区分を設けることに合理的な理由は存在しないこと等から廃止すべきとの意見があった。一方、業種によって利益率が異なるため、業種別算定率を廃止するのであれば、対象企業全体の営業利益率を課徴金に反映させる方法を検討すべき等の意見があった。また、業種の定義が本来の業種別算定率制定の趣旨に符合するようにすれば解決する等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 業種別算定率を廃止するとの提案を評価する。課徴金を課すに際して業種ごとに区別を設けることには合理的な理由は存在しない。【外国弁護士団体】
- ・ 法人単位で業種の正しい判断がし難くなってきているという実態はあるが、業種別算定率は、利益率を適正に反映させた算定となるような係数として設定されている。業種による差は不要とするのであれば、当該対象企業の利益率を適切に反映させるようにする代替手段の検討も必要。【経済団体】
- ・ 企業が、企業グループ内の中小企業に違反行為を関与させ、規模・業種による軽減算定率の適用により課徴金逃れを行うことを防止する必要がある。【消費者団体】
- ・ 業種別算定率は、業種による不当利得の違いに着目したものであり、これを全面的に廃止することは、かえって不公平感を招く。業種の定義を本来の業種別算定率制定の趣旨に符合するよう法令で整備すれば、ほとんどの問題は解決する。【弁護士団体】

(6) 中小企業算定率

中小企業算定率について、独占禁止法違反行為の抑止等の観点から、実質的な大企業に中小企業算定率が適用されるような制度を改めるべきという意見があった。また、算定率について、中小企業と大企業との間で差を設けることに合理性はない等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 現行の制度では、「巨大な企業グループにおいて一部の販売子会社のみを違反行為に関与させて、中小企業又は業種に応じて軽減された算定率の適用を受ける」ということが防げないため、軽減された算定率を採用する範囲を限定するよう制度を見直すべき。【消費者団体】
- ・ 中小企業算定率を維持した上で、中小企業算定率を適用する事業者につき、制度の趣旨・目的に合致する範囲を限定することが望ましい。【経済団体】
- ・ 中小規模の事業者と大規模な事業者との間で取扱いを異にすることに合理的な理由がない。【外国弁護士団体】

(7) 調査協力インセンティブを高める制度

事業者の調査協力度合いに応じて課徴金を減算する制度について、その導入に賛成する意見があった。具体的な減算方法については、①提供される情報の内容に応じて減額

できるよう減額される率又は額に幅を設けることが有益である、②申請順位が高い者の減額率を高めることを原則とすべき、③法令やガイドラインで基準を明確にすべき等の意見があった。減算率決定についての公正取引委員会の裁量については、調査協カインセンティブを確保するために認めるべきとの意見と、必要性が明確とはいえないため認めるべきではないとの意見があった。

継続協力義務について、調査の協力は課徴金の減額に値する継続的なものである必要があり、このような義務を課して違反があれば減免失格とする制度を導入すべきとの意見があった。継続協力義務の内容について、①情報提供義務を合理的な範囲に限定すべき、②供述聴取に応じることは継続協力義務に含めるべきではない、③法令やガイドラインで明らかにすべき等の意見があった。

調査妨害に対する課徴金の加算について、真相解明の観点等から、その導入に賛成する意見があった。加算対象となる調査妨害行為については、予見可能性の確保の観点から、要件を明確化すべき等の意見があった。

【意見の例】

- 課徴金減免制度が、違反行為の発見・発覚を容易にするという趣旨・目的をより高めるために、適用事業者数の限定を撤廃するとともに、違反被疑事業者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて課徴金を減算するというメリットを用意し、同時に、調査妨害行為に対して実体法違反行為に対する課徴金を加算することを骨子とする調査協カインセンティブを高める制度を、法運用の透明性と予見可能性を確保するために必要な運用基準を公表した上で導入するという本報告書の内容は、基本的に適切。【学識経験者】
- しっかりと調査に協力した企業ほど課徴金が減額されるような仕組みを作ることで、調査協力が促進され、より確かな実態解明につながる。現在は調査協力による課徴金減免制度がないため、調査協カインセンティブが不十分。調査協力度合いに応じて課徴金を減免する制度を導入すべき。【消費者団体】
- 具体的な減算率の決定方法については、減免申請を行う事業者の予見可能性を確保するとともに、早期の減免申請とこれによる公正取引委員会への端緒や重要な情報の提供を促す観点から、現行制度と同じく、まず、課徴金減免申請の順位が高い順に、高い減算率を割り振る方式とすべき。公正取引委員会の裁量を認めることとされている減算率の決定に関しては、具体的かつ明確な運用基準を策定することが必須。【経済団体】
- 減免申請者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて減算率を決定することについては、調査協力のインセンティブを高めるものとして有用である一方、どのような調査協力が減算率に影響があるのかについて一義的に明らかになるわけではないため、恣意的な運用を排することが必要。【経済団体】
- 審査協力減額制度を効果的なものとするためには、審査協力により自主的に提供される情報の内容を考慮し、その内容に応じて減額できるよう、減額される率又は額に幅を設けることが有益。【弁護士】
- 減額率に幅を設け、公正取引委員会が証拠価値・証拠の質に応じて具体的な減額率を決定できるようにすべき。減額率を独占禁止法に規定し、裁量を抑制することは、協力のインセンティブを確保することができなくなるので、今回の改正の趣旨に反する。いたずらに公正取引委員会の手足を縛るという発想では、執行において不正義・不公平感が増大するだけである。行政庁の濫用の問題は、司法が課徴金額を変更できる権限を付与することによって対応すべき。【学識経験者・弁護士】
- なぜ調査協力のインセンティブを高める制度として裁量型課徴金制度の導入が検討されるのか、

当該制度導入の必要性が明確とは言えない。具体的に「調査協力行為」「調査妨害行為」とは何を示すのか明確ではない。【経済団体】

- ・ 調査への協力は課徴金の減額に値する継続的なものでなければならない旨に賛同。米国司法省は、カルテル事件において、協力の見返りに罰金の減額を受けた企業に対し、調査の係属中は一貫して協力する義務を課している。【外国弁護士団体】
- ・ 情報提供義務の範囲については、事業者の予測可能性を確保するため、「合理的に」といった文言による限定がされるべきであり、法令・ガイドラインにより、その範囲が具体的に示されるべき。【経済団体】
- ・ 独占禁止法違反認定を受けている企業に対して、証拠隠し等の真相解明を妨害する行為を行わせないようにするためには、効果的なペナルティーが必要。【消費者団体】
- ・ 公正取引委員会による供述聴取（独占禁止法第47条に基づくものか否かを問わない）に応じるよう従業員等に命じることを継続協力義務とすべきでない。【弁護士団体】
- ・ 対象となる行為を厳密に明確にしておかないと、行為者が何をしたいのか悪いのか判断基準が曖昧となるのみならず、アドバイスをする弁護士の側にしても、結果として課徴金が加算された場合に、行政庁や依頼者からの請求により不当に懲戒処分を受ける危険性にさらされるおそれがあるため、要件の明確化には十分留意すべき。【弁護士】

（８）手続保障の見直し

ア 事前手続

課徴金納付命令等の処分前の手続における手続保障は、行政手続法の聴聞等と比較して手厚いため、見直す必要はないとの意見があった。一方、現状では不十分であるとし、①証拠の閲覧・謄写の範囲を拡大すべき、②他社証拠の謄写を認めるべき、③意見聴取調書・意見聴取報告書の謄写を認めるべきとの意見があった。

【意見の例】

- ・ 現行の意見聴取手続は、行政手続法の聴聞等と比較してより手厚い手続保障であるため、見直す必要はない。【弁護士】
- ・ 証拠の謄写を広く認めるべきという意見があるが、優越的地位の濫用事案など被害者の立場の者の証拠が被疑事業者に渡ると様々な圧力を受けることが予想されることから、限定されることもやむを得ない。【弁護士】
- ・ 新制度を利用した企業が、自己に適用される具体的な減算率が適正に決定されたかどうかを確かめるためには、減算率の決定方法に関する具体的かつ明確な運用基準の策定・公表と併せて、減算率の決定に当たって比較対象となった他社証拠の内容を踏まえて十分に検証できるようにすることが欠かせない。この観点から、新制度の導入とセットで、事前手続における他社証拠の「謄写」を認める必要がある。【経済団体】
- ・ 事前手続に関して、証拠の閲覧・謄写の範囲の拡大、謄写申請した事業者以外の従業員の供述調書等の謄写、調書及び指定職員の報告書の謄写、意見聴取期日における意見聴聞官の意見を記載した報告書の作成を求める。また、意見聴取期日調書に原則として当事者の陳述全てを記載すべき。【弁護士団体】

イ 弁護士・依頼者間秘匿特権

本報告書にある弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」という。）について、①独占禁止法研究会において必要性が認められなかったこと、②実態解明機能の阻害

の防止、③我が国全体の法体系との整合性、④法定化には困難があり、時間が掛かること等の観点から、本報告書にあるとおり公正取引委員会が秘匿特権に運用で配慮することが適当とする意見があった。一方、①秘匿特権は法制上の基本的権利として認められるべきこと、②米国裁判所による証拠開示（ディスカバリー）対策、実態解明機能の促進等の観点から、秘匿特権を独占禁止法において法定化すべきこと、③認めるか否かの裁量があるものは、もはや秘匿特権ではないこと、④対象を限定せず、全ての弁護士と依頼者とのコミュニケーションが保護されるべきこと等の意見があった。

【意見の例】

- ・ 秘匿特権の導入は、独占禁止法研究会においても、その必要性が認められなかった。企業が秘匿特権により弁護士・依頼者間の通信内容を示した証拠の提出を忌避できることとなれば、公正取引委員会は調査対象企業から証拠が得られる可能性が減少し、十分な調査が行えなくなるおそれがある。【消費者団体】
- ・ 実態の解明又は真実の探求と、弁護士との通信に係る秘匿特権の拡大は、明らかに相反する。適正手続の中で真実の発見に努めるとしても、実際には、黙秘などによって真実の発見が妨げられるのは否めない。また、公正取引委員会による十分な実態解明がなくても処分可能とする姿勢は、実態の解明を等閑にしている点で、行政処分の厳格性を軽んじている。【学識経験者】
- ・ 課徴金減免制度の利用促進のために限定した秘匿特権を同制度の運用としてのみ認める点については賛成。ただし、秘匿特権を課徴金減免制度の利用促進以外の目的で認めたり、他の行政手続や民事裁判手続にまで拡大したりすることについては反対。【弁護士】
- ・ 手続保障のみ切り出して、抽象的な秘匿特権の認知により国際的なハーモナイゼーションを図るべきとの考えが見られる。しかし、手続保障の必要性の前提となる日本の独占禁止法違反事件審査の過程における事業者側の審査に対する対応、及び公正取引委員会と事業者の関係の具体的実態について、調査妨害に対する制裁が弱い等の例が端的に示しているように、公正取引委員会の実態解明機能を十分発揮できるような実態にはなっていないと考えられる。秘匿特権に係る前記主張は、こうした日本の現実の制度及び実態とのバランスを欠くものであり、「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」（平成26年12月24日）において示された「懸念や疑問点」を含め、日本の法制度全体として検討すべきと考えられる。【学識経験者】
- ・ 我が国において秘匿特権を付与する必要性については強く賛成するものであるが、秘匿特権を法律で規定している主要国は少数派であり、秘匿特権の定義規定を置かなければならないなど法定化には困難があり、時間が掛かると予想される。秘匿特権対象文書を提出命令の対象外とする方針が対外的に示されることで事実上の問題は解決されるため、速やかに導入する観点から、当該方針を対外的に公表するなどの方策による導入を急ぐべき。【弁護士】
- ・ 秘匿特権は、依頼者に認められる基本的な権利であるところ、独占禁止法において制度的に担保すべきであり、①課徴金減免申請を行わなかった場合についても認めること、②弁護士とのコミュニケーションのみならず、弁護士に相談するための社内調査文書も対象とすること、③秘匿特権で保護されるものが米国の民事訴訟におけるディスカバリーの対象とならないことを確保するため、我が国において秘匿特権が認められていることを対外的に明らかにすることの3点を強く要望する。【経済団体】
- ・ 秘匿特権（依頼者と弁護士との間の通信秘密保護制度）は、単に運用において配慮するだけでは不十分であり、開示拒絶権の範囲に入るかどうかの判断手続を併せて導入することを前提とし、新制度の利用に係るものに限定せず、独占禁止法全般を対象とし、法的根拠に基づく制度によって明確化すべき。【弁護士団体】
- ・ 秘匿特権は、リーガルアドバイザーに対し心から率直になり、恐れを抱くことなく自己に不利益

な告白をすることを可能にするものであって、基本的な権利であり法制度上の基本理念として複数の法域において認められている。【外国弁護士団体】

- ・ 認めるか否かの裁量の余地があるものは、もはや秘匿特権ではない。弁護士・依頼者間秘匿特権は、法律の規定で定められるべきものであり、全ての、内部ないし外部の弁護士と依頼者の関係するコミュニケーションが保護されるべきもの。【外国経済団体】

ウ 供述聴取手続における防御権

供述聴取時における弁護士の立会い、録音・録画、メモ取りについて、①これを認めると、供述人は会社に供述を知られることをおそれ、供述内容がありのままとならないこと、②違反行為を認定されないように口裏を合わせることに使われること等の弊害があり、独占禁止法の厳正執行等の観点から認めるべきではないとの意見があった。一方、弁護士の立会い等について、①公正取引委員会の供述聴取に係る報道等を踏まえれば、真摯にそれらの導入が検討されるべき、②供述聴取時のメモ取りなど運用面における見直しをすぐにでも行うべきなどの意見があった。

【意見の例】

- ・ 防御権の法定化には、独占禁止法の厳正な執行を妨げるおそれがある。供述人は供述聴取時に、経験したありのままの事実を供述すればよく、弁護士による法的助言は必要ないこと等を踏まえると、弁護士の立会いを認める必要はない。万が一、弁護士の立会い・録音等を認めた場合、供述内容が企業に伝わることで、従業員たる供述人が忤度したり、組織からの報復を考えたりして供述内容がありのままとはならないと考えられる。【消費者団体】
- ・ 供述人が経験した事実を記憶どおりに供述する上でメモを取る必要性はなく、むしろ供述聴取時に聞かれたことを会社へ報告し、供述内容を相談することで、違反行為を認定されないように口裏を合わせることに使われるおそれがあるなどの弊害が考えられる。【消費者団体】
- ・ 防御権の強化としての供述聴取手続における弁護士立会いについては、日本における事業者と従業員との関係に照らして検討する必要があり、事業者の防御権の強化策としてのみ検討するのでは不十分である。【学識経験者】
- ・ 供述聴取への弁護士の立会い、供述聴取の録音・録画などの手続の適正化及びその国際比較は、単に独占禁止法（競争法）だけを切り取ってみるべきではなく、その国の手続システム（特に刑事と関連する）全体がどのようになっているのかの中で判断すべきもの。したがって、一般刑事事件の供述聴取への弁護士の立会いが認められていない日本において特に独占禁止法にだけこれを認める理由は見当たらない。【学識経験者】
- ・ 公正取引委員会の担当者が威圧的な聴取を行ったとして事業者側の弁護士が抗議をした事例などが新聞報道で報告されており、①弁護士の立会い、②供述聴取の録音・録画、③被聴取者によるメモ取りのいずれも真摯に検討されるべき。【弁護士団体】
- ・ 供述中のメモについて、独占禁止法の手続は、独禁当局と事業者との間の交渉の要素が強くある。弁護士が、その依頼者との間でコミュニケーションを行うためには、供述中にメモを取るにより、独禁当局とのやり取りを把握することが必要なことから、供述中のメモについて認めるべき。【経済団体】
- ・ 基本的には、供述聴取には任意のものと同様強制による審尋の二種類があることを踏まえつつ、供述聴取時の弁護士の立会い、供述聴取過程の録音・録画といった抜本的な改革を行うべきである。仮に、ただちに以上のような抜本的な改革を行うことが困難であるとしても、供述聴取時のメモ取りなど、運用面における何らかの見直しをすぐにでも行うべき。【経済団体】